

都 第 1 - 35 号
令和 6 年 3 月 29 日

宮古市長 様

岩手県知事 達増 拓也



宮古都市計画区域の変更について

このことについて、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、都市計画区域の図面等を送付しますので、公衆の縦覧に供するようお願いします。

記

- 1 都市計画区域の名称 宮古都市計画区域
- 2 変更年月日 令和 6 年 3 月 29 日
- 3 告示番号 岩手県告示第 236 号
- 4 添付書類
 - (1) 都市計画区域の図面等 省略
 - (2) 都市計画区域の変更の告示の写し 1 部

担当：県土整備部都市計画課
計画整備担当 阿部
TEL：019-629-5886

岩手県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 宮古都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

（1）新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 宮古市臨港通、港町及び日立浜町の各一部（別紙図面のとおり。）

（2）都市計画区域から除外される土地の区域 なし

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。